

理事会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、認定特定非営利活動法人富士山クラブ（以下「この法人」という。）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2章 理事会の招集

(理事会の開催)

第3条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事総数3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から30日以内に理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から必要があると認めて理事長に招集の請求があったとき

(5) 監事から前号の請求があった日から30日以内に理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合はこの限りでない。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも7日前までに通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、理事長が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

(理事会の運営)

第7条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 4 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
- 5 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(議決)

第8条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、この法人の定款で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、定款に定める事項を記載し、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、署名押印をしなければならない。

(議事録の配布)

第11条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第12条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長及び副理事長の選定若しくは解任を行う。

(決議事項)

第13条 理事会は、この法人の定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更に関する事項
- (4) 事務局の運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事の取引の承認)

第14条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和2年10月5日から施行する。